

「人財」でお困りなら
株式会社
MIYOSHI LOGISTICS
042-779-6619 <http://miyoshi-log.co.jp/>

電子制作：株式会社クワイムエヌシーデー

KANAKKEI かながわ経済新聞

税務・会計・経営支援
社会保険の専門家
りんくグループ
042-730-7891
www.Link-tax.com
ちょうどいい
りんく

2018年 5月号 Vol.053

派遣の活用法⑤

2013年に改正された労働契約法では、「無期労働契約への転換」というルールが定められました。そして18年4月より実際の運用が始まっており、弊社でも昨年より準備を進めてきました。そこで今回と次回で「無期労働契約への転換と派遣」のつながりについて説明していきたいと思っております。

「無期雇用労働契約への転換」では、同一の使用
者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて反復
更新された場合、労働者からの申し込み
により、無期労働契約に転換できるよう
になりました。その際に、労働者は申し
込みをするだけでよく、使用者はこれを
断ることができません。



吉田英訓の
着眼大局 着手小局
～人と企業～

つまり、派遣とのつながりで考えますと、同じ派遣元との契約が複数回更新され、13年4月1日以降に開始した契約期間が通算5年を超えた場合、派遣社員が希望すれば、期間の定めのない無期労働契約への転換を行うことができるのです。これは派遣社員に限らず、期間の定めのある有期社員やパート社員なども対象になることがあるのです。「無期労働契約への転換」はちょうど先月から5年を超え、対象者が出てくる計算になります。もしまだ準備などをされていない場合は、お早めに準備をされた方が良いかもしれません。

次回も引き続き「無期雇用契約への転換と派遣」について説明していきます。

(ミヨシ・ロジスティックス代表取締役
南西フォーラム委員長)

かながわ経済新聞 2018.5月号

吉田英訓の 連載記事が掲載されました